平成２７年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町23番21号　第２小園ビル501号
債務者　野崎不二子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目41番22号
債務者　大迫　清子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目20番１号　どりーむ綾105号
債務者　井川　良彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０５５号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目２番22号
債務者　横谷　礼子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８５号
横浜市磯子区中原４丁目26番16―101号
債務者　難波　正晴
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０号
北海道旭川市永山８条21丁目１番７号　早川方
債務者　小松　雅彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５２号
東京都多摩市馬引沢１丁目４番地の23メゾンストーク301
債務者　下坂　　靖
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８７号
釧路市大楽毛１丁目２番１号
債務者　林　　敦子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９７４号
大阪府守口市大久保町４丁目36番Ａ－８号
債務者　安積　敏彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１３号
大阪府東大阪市上小阪２丁目３番13号　第２ハラダハイツ315
債務者　吉田　広一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２９号
大阪市平野区喜連西３丁目３番３―413号
債務者　岡村　義人
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８２号
大阪府豊中市春日町２丁目２番15号、前住所兵庫県川西市けやき坂４丁目10番地の11
債務者　佐々木由理（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６号
栃木県日光市猪倉151番地、前住所千葉県千葉市若葉区西都賀１丁目19番11―306号
債務者　尾上　拓真
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５５号
栃木県宇都宮市岩曽町1428―450　メゾン・ド・アーヌ201号室、前住所栃木県宇都宮市越戸町94番地17　シティーハイムドミール102
債務者　小山　知宏
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５９号
栃木県さくら市氏家3249番地４　昭和荘103、前住所栃木県さくら市狭間田1834番地10
債務者　菊地　芳子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係